

和水町キャラクター「なごみん」イラストならびに写真利用の手引

和水町キャラクター「なごみん」は、次の3つを目的としたキャラクターです。

- ① 和水町のPR
- ② 和水町の観光振興
- ③ 和水町の地域活性化

利用される方は、この目的とこの手引に沿ってご利用ください。

多くの方のご利用をお待ちしています。



「なごみん」のプロフィール

- ・生まれたところ 和水町
- ・誕生日 1月11日
- ・性別 男
- ・年齢 ヒミツ
- ・性格 元気いっぱい
- ・得意技 走ること
- ・好物 和水町で取れた物

1 使用承認申請

なごみんは和水町のマスコットキャラクターであり、和水町が著作権を所持しています。なごみんのイラストや写真を利用するには、必ず使用承認申請（様式第1号）が必要です。なごみんのイラスト、写真の使用料は無料です。

<例>

- ・商品の製造、販売
- ・PRグッズの製作、配布
- ・看板、ホームページ、広告物への掲載
- ・メディア（雑誌、TV等）での使用
- ・和水町役場各所属での使用

申請の際、使用するイメージがわかるもの（写真、印刷物、サンプル等）を併せて添付してください。

イラストの色や縦横比を変更することはできません。ただし、サイズは拡大縮小して使用することは可能です。

なお、個人で使用する場合は申請不要です。

使用承認申請が必要ない場合（例）

- （1）個人のSNSに利用する場合。
- （2）営利目的ではないが、自分で作ったなごみんのマスコットを制作経費だけもらって身内にプレゼントする場合。
- （3）個人で楽しむことを目的に自分で作ったなごみんマスコット等を、自分のブログなどに掲載する場合。

2 使用承認

使用承認を受けた内容のとおり、イラスト、写真の使用可能です。使用承認を受けた内容を厳守してください。

また、使用承認を受けたものには、和水町の著作権表示と許諾番号を以下のとおり表示してください。

著作権及び許諾番号の表示「©和水町マスコットキャラクター#〇〇〇」

なお、使用承認にかかる使用対象物が完成したときは、和水町マスコットキャラクターイラスト等使用報告書（様式第6号）に完成品または完成品の写真を添えて提出してください。

3 使用承認の制限

なごみんは特定の商品や企業の応援、紹介、説明はできません。

また、なごみんのイメージを損なう恐れがあると認められるなどの場合、使用を承認しないことがあります。

4 変更申請

使用承認を受けた内容を変更したい場合、使用承認変更申請（様式第4号）が必要です。

当初の申請の際と同様、使用するイメージがわかるもの（写真、印刷物、サンプル等）を添付してください。

5 問い合わせ先

和水町役場まちづくり課商工観光係

電話 0968-86-5721

メール syokou@town.nagomi.lg.jp